

目次

| | |
|------------------------------------------------------------|----|
| 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄） | 1 |
| 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄） | 16 |
| 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄） | 21 |
| 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄） | 39 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄） | 40 |
| 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）（抄） | 40 |
| 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄） | 41 |
| 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄） | 47 |
| 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄） | 47 |
| 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄） | 47 |
| 保険業法（平成七年法律第五十五号）（抄） | 47 |
| 財政融資資金法（昭和二十六年法律第一百号）（抄） | 48 |
| 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄） | 48 |
| 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄） | 49 |
| 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄） | 50 |
| 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）による廃止前の北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）（抄） | 50 |
| 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）による廃止前の日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）（抄） | 50 |
| 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄） | 51 |
| 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄） | 52 |
| 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄） | 53 |
| 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（抄） | 56 |

| | | |
|-----------------------------------------------------------|-------|----|
| 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄） | ．．．．． | 56 |
| 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（抄） | ．．．．． | 56 |
| 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄） | ．．．．． | 56 |
| 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄） | ．．．．． | 57 |
| 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄） | ．．．．． | 59 |
| 企業担保法（昭和三十二年法律第六十号）（抄） | ．．．．． | 59 |
| 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄） | ．．．．． | 60 |
| 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）（抄） | ．．．．． | 60 |
| 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）（抄） | ．．．．． | 61 |

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をするこ
とを目的とする。

（法人格）

第二条 日本政策投資銀行は、法人とする。

（事務所）

第三条 日本政策投資銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本政策投資銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

3 日本政策投資銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第五条 日本政策投資銀行は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 日本政策投資銀行でない者は、日本政策投資銀行という名称を用いてはならない。

2 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六条第二項の規定は、日本政策投資銀行には適用しない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第八条 日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第九条 総裁は、日本政策投資銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本政策投資銀行を代表し、総裁を補佐して日本政策投資銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、日本政策投資銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本政策投資銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4 監事は、日本政策投資銀行の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十条 総裁及び監事は、財務大臣が任命する。

2 副総裁は、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 理事は、総裁が任命する。

(役員の内命)

第十一条 総裁及び副総裁の内命は四年とし、理事及び監事の内命は二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任内命とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の内命)

第十三条 財務大臣又は総裁は、それぞれその内命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 財務大臣又は総裁は、それぞれその内命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任することができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又はこれらの法令に基づいてする財務大臣若しくは主務大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 財務大臣は、日本政策投資銀行の副総裁又は理事が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、総裁に対しその役員の解任を命ずることができる。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、財務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 日本政策投資銀行と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本政策投資銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁、副総裁及び理事は、日本政策投資銀行の職員のうちから、日本政策投資銀行の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 日本政策投資銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十八条 日本政策投資銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第十九条 日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であつて、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達

のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）は、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならぬ。

イ 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）は、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。）又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金（イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。）

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の融資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。）を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資（以下「貸付け等」という。）は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

（業務の条件）

第二十一条 日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補充し、又は奨励することとし、これらと競争し

てはならない。

- 2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等（貸付債権の譲受けを除く。）を行うことができる。

（中期政策方針）

- 第二十二条 日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針（以下「中期政策方針」という。）に従って、貸付け等を行わなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

- 3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

- 4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 5 前三項の規定は、中期政策方針を変更する場合に準用する。

（投融資指針）

- 第二十三条 日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針（日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

- 3 日本政策投資銀行は、投融資指針の変更をしたときは、遅滞なく変更後の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

（運営評議員会）

- 第二十四条 日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

- 2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

- 3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

- 4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、四年とする。

7 運営評議員会に、会長を置き、総裁の指名によって、これを定める。

8 会長は、会務を総理する。

(業務方法書)

第二十五条 日本政策投資銀行は、業務開始の際、業務方法書を作成しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

(業務の委託)

第二十六条 日本政策投資銀行は、銀行その他の金融機関で財務大臣が指定するものに対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により、日本政策投資銀行の業務の委託を受けた銀行その他の金融機関の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七条 日本政策投資銀行の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算)

第二十八条 日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第二十九条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

(予備費)

第三十条 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本政策投資銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第三十一条 日本政策投資銀行の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第三十二条 内閣は、日本政策投資銀行の予算が国会の議決を経たときは、財務大臣を経由して、直ちにその旨を日本政策投資銀行に通知するものとする。

2 日本政策投資銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 財務大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第三十三条 日本政策投資銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第二十九条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添え、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第二十八条第二項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「前項の収入」とあるのは「第三十三条第一項の補正予算の収入」と、「同項の支出」とあるのは「同項の補正予算の支出」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(暫定予算)

第三十四条 日本政策投資銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、財務大臣に提出することができる。

2 第二十八条第二項から第五項まで、第三十一条及び第三十二条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「前項の収入」とあるのは「第三十四条第一項の暫定予算の収入」と、「同項の支出」とあるのは「同項の暫定予算の支出」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基

づいてしたものとみなす。

(予算の執行)

第三十五条 日本政策投資銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。

第三十六条 日本政策投資銀行は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十七条 日本政策投資銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表等)

第三十八条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第四十条第一項において同じ。)を含む。)を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、これを財務大臣に届け出なければならない。

2 日本政策投資銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 日本政策投資銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

(決算)

第三十九条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

第四十条 日本政策投資銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第三十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

- 3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。
- 4 日本政策投資銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- 5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

(利益金の処分及び国庫納付金)

第四十一条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

- 4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

5 前項に定めるもののほか、第三項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の借入れ等)

第四十二条 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金を行うことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金を行うことができる。

3 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、特に必要がある場合として財務省令で定める場合には、財務省令で定める金額に限り、財務大臣の認可を受けてこれを借り換えることができる。

- 4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

(日本政策投資銀行債券の発行)

第四十三條 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券（第四十五條第四項を除き、以下「銀行債券」という。）を発行することができる。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、前項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針（発行金額、銀行債券の表示通貨、発行市場その他の銀行債券発行に係る方針をいう。）を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 日本政策投資銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。

5 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、日本政策投資銀行の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 日本政策投資銀行は、銀行債券の発行、償還、利子の支払その他の銀行債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行その他の金融機関、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（受信限度額及び与信限度額）

第四十四條 第四十二條第一項又は第二項の規定による借入金金の現在額及び同条第五項の規定による寄託金の現在額並びに前条第一項の規定により発行する銀行債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第四十一条第一項に規定する準備金の額の合計額の十倍に相当する額を超えることとなつてはならない。ただし、当該銀行債券については、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額を超えて発行することができる。

2 第二十条第一項第一号の規定により行う資金の貸付け、保証に係る債務、社債の取得及び譲受けに係る債権の現在額並びに同項第二号の規定により行う出資の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第四十一条第一項に規定する準備金の額並びに前項本文の規定による借入れ、寄託金の受入れ及び銀行債券発行の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

（政府保証）

第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、第四十三条第一項の規定により発行する銀行債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項、第四項及び附則第八条第一項各号において「外資受入法」という。）第二条の規定により政府が保証契約をすることができる債務を除く。第三項において同じ。）について、保証契約をすることができる。

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する銀行債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、日本政策投資銀行が第四十三条第四項の規定により発行する銀行債券に係る債務について、保証契約をすることができる。

4 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第一項に規定する銀行債券又は独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第三十二条第一項に規定する機構債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示するものに係る債務について予算をもつて定める金額が、国際協力銀行法第四十七条第二項又は独立行政法人国際協力機構法第三十四条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（余裕金の運用）

第四十六条 日本政策投資銀行は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
- 二 財政融資資金への預託
- 三 日本銀行、銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
- 四 譲渡性預金証書の保有
- 五 前各号の方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第四十七条 削除

（財務省令への委任）

第四十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、日本政策投資銀行の財務及び会計に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十九条 日本政策投資銀行は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、日本政策投資銀行からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき、日本政策投資銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、日本政策投資銀行若しくは第二十六条第一項の規定により日本政策投資銀行からその業務の委託を受けた銀行その他の金融機関（以下「受託者」という。）に対して報告をさせ、又はその職員に、日本政策投資銀行若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、日本政策投資銀行から委託を受けた業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第五十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第六章 雑則

(解散)

第五十一条 日本政策投資銀行の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣等)

第五十二条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、財務大臣
- 二 第二十条第一項に規定する業務のうち北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。

（ ）における政令で定めるものに関する事項については、財務大臣及び国土交通大臣

三 第二十条第一項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、財務大臣

第七章 罰則

第五十三条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした日本政策投資銀行又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした日本政策投資銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により財務大臣又は主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

三 第五条第一項の規定に違反して登記することを怠ったとき。

四 第二十条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行ったとき。

五 第四十四条第一項の規定に違反して資金の借入れ、寄託金の受入れ若しくは銀行債券の発行をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け若しくは出資をしたとき。

六 第四十六条第一項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

七 第四十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十五条 第六条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

第五条 日本政策投資銀行は、設立の登記をすることによって成立する。

（日本開発銀行の解散等）

第六条 日本開発銀行（以下「開銀」という。）は、日本政策投資銀行の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、附則第十七条の規定による廃止前の日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号。以下「旧開銀法」という。）第八条第二項の規定にかかわらず、その時にいて日本政策投資銀行が承継する。

2 開銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、開銀の解散の日の前日に終わるものとする。

3 開銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益金の処分及び国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧開銀法第三十三条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」、「これらの半期及び事業年度」及び「半期又は当該事業年度」とあるのは「事業年度」と、旧開銀法第三十四条中「翌事業年度の七月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、旧開銀法第三十五条第三項中「翌事業年度の」とあるのは「平成十二年」と、旧開銀法第三十六条第一項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の一・五」と、同条第三項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」とする。

4 第一項の規定により日本政策投資銀行が開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。

5 第一項の規定により日本政策投資銀行が開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀の準備金に相当する金額（北海道東北開発公庫（以下「北東公庫」という。）の平成十一年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上、当該事業年度の損失又は当該事業年度に繰り越された損失があるときは、当該事業年度の損失に相当する額及び当該事業年度に繰り越された損失に相当する額（当該事業年度に利益があるときは、当該繰り越された損失に相当する額から当該利益に相当する額を控除した額）の合計額を控除した残額に相当する金額）は、日本政策投資銀行が第四十一条第一項の規定により準備金として積み立てたものとみなす。

6 第一項の規定により開銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例）

第十六条 日本政策投資銀行は、平成十三年三月三十一日までを限り、第二十条第一項各号に掲げる業務のほか、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業であつて、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている事業の円滑な遂行を図るために必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けに関する業務を行うことができる。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。この場合において、第二十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び附則第十六条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び附則第十六条第一項」と、第四十二条及び第四十三条第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項及び附則第十六条第一項」と、第四十四条第二項中「第二十条第一項第一号」とあるのは「第二十条第一項第一号及び附則第十六条第一項」と、第五十二条中「第二十条第

一項」とあるのは「第二十条第一項及び附則第十六条第一項」と、第五十四条第四号中「第二十条第一項各号」とあるのは「第二十条第一項各号及び附則第十六条第一項」とする。

2 日本政策投資銀行は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第三条第一項に規定する事業に係る資金について、第二十条第一項第一号の規定により貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源として、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

3 日本政策投資銀行は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第二項に規定する事業に係る資金について、第二十条第一項第一号の規定により貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源の一部として、政令で定めるところにより、当該資金を貸し付けることができる。

4 日本政策投資銀行は、平成十八年三月三十一日までを限り、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法附則第三条第一項に規定する公共施設等の建設に要する費用に充てる資金について、第二十条第一項第一号の規定により貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源として、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

5 日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第五項の選定事業者に対し、第二十条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

6 国は、前項の規定により日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

（日本開発銀行法及び北海道東北開発公庫法の廃止）

第十七条 次の法律は、廃止する。

一 日本開発銀行法

二 北海道東北開発公庫法

（地域振興整備公団法の一部改正）

第三十六条 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「に対し、」を「であつて」に、「行ない、並びにその者から」を「日本政策投資銀行から受けた者から、」に改め、同項第七号中「その事業に必要な設備資金若しくは長期運転資金の貸付け又は」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十条及び第十一条を次のように改める。

(業務の特例)

第十条 公団は、当分の間、第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、日本政策投資銀行が同条第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十条第一項第一号の規定により行う貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

第十一条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十条の業務」と、第二十四条の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十条の業務」とする。

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2、16 (略)

(営業の免許)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2、5 (略)

(商号)

第六条 (略)

2 銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。

3 (略)

(預金者等に対する情報の提供等)

第十二条の二 銀行は、預金又は定期積金等(以下この項において「預金等」という。)の受入れ(第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。)に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項及び第十三条の四並びに他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十三条 銀行の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(二以上の株式会社又は合同会社共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の第二十二項において同じ。)若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 銀行が子会社(内閣府令で定める会社を除く。)その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

(金融商品取引法の準用)

第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)、第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)を除く。)(通則)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は、銀行が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等として内閣府令で定めるものをいう。)(の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。)(の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)(中「金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)(を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。)(の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)(又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)(とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)(とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)(が、信託契約に基づいて

信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。」「とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役等に対する信用の供与）

第十四条 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から受ける信用の供与については、その条件が、当該銀行の信用の供与の通常 conditions に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであつてはならない。

2 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項（競業及び利益相反取引の制限）の規定及び同法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項（取締役会の決議）の規定の適用については、同項中「その過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）」とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数」とする。

（経営の健全性の確保）

第十四条の二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

（貸借対照表等の公告等）

第二十条 銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」とい

- う。)を作成しなければならない。
- 2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。)を作成しなければならない。
 - 3 中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるもの)という。以下同じ。)をもつて作成することができる。
 - 4 銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。
 - 5 前項の規定にかかわらず、その公告方法(会社法第二条第三十三号(定義)に規定する公告方法をいう。以下同じ。)が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行は、内閣府令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することとする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
 - 6 前項に規定する銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)
- 第二十一条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。
- 2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項

及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

- 3 第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 4 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。
- 5 前項の規定は、第二項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

- 6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

- 7 銀行は、前各項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(株主等の帳簿閲覧権の否認)

- 第二十三条 会社法第四百三十三条(会計帳簿の閲覧等の請求)の規定は、銀行の会計帳簿及びこれに関する資料については、適用しない。

(許可)

- 第五十二条の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

- 2・3 (略)

(登記)

- 第五十七条の四 銀行又は銀行持株会社は、次に掲げる事項の登記をしなければならない。

- 一 第二十条第六項の規定による措置をとるときは、同項に規定する中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

- 二 (略)

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債券
- 五 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 十二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法(平成十八年法律第百八号)に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの(次号に掲げるものを除く。)
- 十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するものうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第八項第三号)に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引

- に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書
- 二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書
- 2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限り。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。
- 一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
- 二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）
- 三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権
- 四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
- 五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は抛出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）
- イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

- ロ 出資者がその出資又は抛出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）
- ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）
- ニ イから八までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利
- 六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利
- 3）7（略）
- 8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。
 - 一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、「市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
 - 二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
 - 三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ロ 外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 四 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）

- 五 有価証券等清算取次ぎ
- 六 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）
- 七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
 - イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
 - ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
 - ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券
 - ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
 - ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又は八若しくは二に掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの
 - ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利
 - ト イからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券
- 八 有価証券の売出し
- 九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの
 - イ 競売の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）
 - ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
 - ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
 - ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
 - ホ イから二までに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法
- 十一 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的とし

て発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。)その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約(以下「投資顧問契約」という。)を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等(有価証券の価値、有価証券関連オプション(金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号八に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号八に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号八若しくは二に掲げる取引に係る権利をいう。))の対価の額又は有価証券指標(有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。)の動向をいう。)

ロ 金融商品の価値等(金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいう。以下同じ。)の分析に基づく投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。)

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用(その指図を含む。以下同じ。)を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約(以下「投資一任契約」という。)

十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。)

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。)

イ 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)に

表示される権利

- 口 第二項第一号又は第二号に掲げる権利
- 八 第二項第五号又は第六号に掲げる権利
- 十六 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書の預託を受けること。
- 十七 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。
- 十八 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為
- 9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- 10 （略）
- 11 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。
 - 一 有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）
 - 二 第八項第三号に規定する媒介
 - 三 第八項第九号に掲げる行為
 - 四 第八項第十三号に規定する媒介
- 12 19 （略）
- 20 この法律において「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。
- 21 31 （略）
- （大量保有報告書等の公衆縦覧）
- 第二十七条の二十八 （略）
- 2 （略）
- 3 大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（内閣府令で定める場合を除く。）には、

内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）についての同条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

二 第二条第八項第四号に掲げる行為

三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為

イ 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの

ロ 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの

ハ 第二条第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受け以外のもの

四 第二条第八項第十号に掲げる行為

五 第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

277 (略)

8 この章において「有価証券関連業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理

二 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三 市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（有価証券に係る第二条第二十四項第五号に掲げる標準物を含み、政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 当事者があらかじめ有価証券指標として約定する数値（以下この章において「有価証券約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指標の数値（以下この章において「有価証券現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

有価証券の売買

(2)(1) イ、ロ、二及びホに掲げる取引（ロに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。）

二 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等又は有価証券指標（有価証券の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。二及び次号ホにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等又は通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）

ホ イから二までに掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

四 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 有価証券約定数値と有価証券現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

有価証券の売買

(2)(1) イ、ロ、ホ及びヘに掲げる取引

二 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

ホ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等若しくは通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認

められるものとして政令で定める取引

五 外国金融商品市場において行う取引であつて、第三号に掲げる取引と類似の取引

六 前三号に掲げる取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。）の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理又は第三号若しくは前号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理

七 第二条第八項第五号に掲げる行為であつて、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引その他政令で定める取引に係るもの

八 第二条第八項第六号、第八号又は第九号に掲げる行為

（登録）

第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（認可）

第三十条 金融商品取引業者は、第二条第八項第十号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

（金融機関の有価証券関連業の禁止等）

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。ただし、有価証券関連業については、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買若しくは有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、書面取次ぎ行為（顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引を行うことをいい、当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関しその顧客から注文を受けて行われるものを除く。次条第一号において同じ。）又は次の各号に掲げる有価証券若しくは取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。）、第二条第一項第四号に掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の十二第一項に規

- 定する短期投資法人債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。次号において「短期投資法人債等」という。）、第二条第一項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券、同項第十五号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第二十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（第四号の政令で定める権利を除く。）、同条第八項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる行為
- 二 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券（短期投資法人債等を除く。）、同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第九号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）、
- 三 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの、次に掲げる行為
- イ 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引並びにこれらに係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為
- ロ 私募の取扱い
- ハ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）、
- 四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの、次に掲げる行為
- イ 私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）、
- ロ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イに掲げるものを除く。）、
- 五 次に掲げる取引、第二条第八項第四号に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）、
- イ 第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）、に係る店頭デリバティブ取引
- ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）、に係る店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの
- 六 有価証券の売買及び有価証券関連デリバティブ取引その他政令で定める取引、有価証券等清算取次ぎ
- 3 第二十九条の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）、の

うち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引等」という。）以外のものを業として行う場合、第二条第八項第七号に掲げる行為を業として行う場合又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行う場合には、適用しない。

一 市場デリバティブ取引等（市場デリバティブ取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）

二 店頭デリバティブ取引等

三 外国市場デリバティブ取引等（外国市場デリバティブ取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）

（金融機関の登録）

第三十三条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

一 書面取次ぎ行為

二 前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引についての当該各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）

三 デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの（他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行うものを除く。）

四 第二条第八項第七号に掲げる行為

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき（第三号にあつてはその行おうとする業務が投資助言・代理業のみであるときを除く。）、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十二条の二第一項の規定により第三十三条の二の登録を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが

なくなつた日から五年を経過しない者

三 登録金融機関業務（第三十三条の二の登録に係る業務をいう。以下同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

2 内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に、第三十三条第二項第五号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行うことを登録する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

（変更の届出）

第三十三条の六 登録金融機関は、第三十三条の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融機関登録簿に登録しなければならない。

3 登録金融機関は、第三十三条の三第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（解釈規定）

第三十三条の七 第三十三条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が総株主等の議決権の過半数を保有する者に、第二十九条の登録及び第三十条第一項の認可をすることを妨げるものではない。

（信託業務を営む場合等の特例等）

第三十三条の八 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関である場合における第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二並びに第五十二条の二第一項第四号の規定の適用については、第三十三条第一項中、「有価証券関連連業又は投資運用業」とあるのは、「有価証券関連連業」と、同条第二項中、「行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に關しその顧客から注文を受けて行われるもの」とあるのは、「行われるもの」と、第三十三条の二中、「投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務」とあるのは、「投資助言・代理業、投資運用業（第二条第八項第十四号又は第十五号に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託財産として所有して行うものに限る。）を行う業務を除く。以下この章において同じ。）若しくは有価証券等管理業務」と、同号中、「投資助言・代理業」とあるのは、「投資助言・代理業又は投資運用業」とする。

2・3 （略）

（広告等の規制）

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をする

ときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 (略)

2 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 (略)

二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 七 (略)

2・3 (略)

(禁止行為)

第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

三 六 (略)

第三十八条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資助言・代理業又は投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんする旨を約束する行為

(廃業等の届出等)

第五十条の二 (略)

2 金融商品取引業者等が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第六号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第七号にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。)は、当該金融商品取引業者等の第二十九条又は第三十三条の二の登録は、その効力を失う。

3 10 (略)

(金融商品取引業者に対する監督上の処分)

第五十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九条の四第一項第一号(イ)にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。(、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号イ又はロに該当することとなつたとき。

四 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第六号ロに該当することとなつたとき。

五 不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

六 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令(第四十六条の六第二項を除く。)又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

七 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

八 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。

九 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

十 第三十条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

十一 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 5 (略)

(登録金融機関に対する監督上の処分)

第五十二条の二 内閣総理大臣は、登録金融機関が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録金融機関の第三十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条の五第一項第一号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三十三条の二の登録を受けたとき。

三 登録金融機関業務又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四 投資助言・代理業の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。

五 登録金融機関業務に関し、不正又は不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、登録金融機関の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は登録金融機関を代表する役員 of 所在地を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録金融機関から申出がないときは、当該登録金融機関の登録を取り消すことができる。

4 (略)

(自己資本規制比率についての命令)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消すことができる。

(業務の不開始又は休止に基づく登録の取消し)

第五十四条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者等が正当な理由がないのに、金融商品取引業等を行うことができることとなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該金融商品取引業者等の第二十九条又は第三十三条の二の登録を取り消すことができる。

(監督処分の公告)

第五十四条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二・三 (略)

(残務の結了)

第五十六条 第五十条の二第八項の規定は、金融商品取引業者等が解散し、若しくは金融商品取引業等を廃止した場合又は第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された場合における当該金融商品取引業者等であつた者について準用する。この場合において、当該金融商品取引業者等であつた者は、顧客取引を結了する目的の範囲内において、なお金融商品取引業者等とみなす。

2 (略)

(定義)

第五十八条 この節において「外国証券業者」とは、金融商品取引業者及び銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において有価証券関連業を行う者をいう。

(外務員の登録)

第六十四条 金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために次に掲げる行為を行う者(以下「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。

一 有価証券(第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に係る次に掲げる行為

イ 第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号に掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

(1) 売買又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理の申込みの勧誘

(3) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 次に掲げる行為

イ 第二条第八項第四号、第六号及び第十号に掲げる行為

ロ 店頭デリバティブ取引等の申込みの勧誘

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 金融商品取引業者等は、前項の規定により当該金融商品取引業者等が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行わせてはならない。

3 6 (略)

(登録)

第六十六条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者（第一種金融商品取引業（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この章において同じ。）を行う者及び登録金融機関の役員及び使用人を除く。）は、第二十九条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、金融商品仲介業を行うことができる。

(財務大臣への協議)

第九十四条の三 内閣総理大臣は、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、「登録金融機関」、「取引所取引許可業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品取引所」、「外国金融商品取引所」、「金融商品取引清算機関」又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通又は市場デリバティブ取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通又は市場デリバティブ取引の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し

四 十六 (略)

(財務大臣への通知)

第九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一 四 (略)

五 第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し

六 四十二 (略)

2・3 (略)

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一五 (略)

六 第五十二条第一項(第三十条第一項の認可に係るものに限る。)又は第五十二条の二第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。
七十三 (略)

第二百二条 取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場(取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。)により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八十六条の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一 金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において同じ。)又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる店頭デリバティブ取引

二 金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭デリバティブ取引

社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(抄)

(権利の帰属)

第六十六条 次に掲げる社債(以下この章において「振替社債」という。)についての権利(第七十三条に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債(第八十三条において「短期社債」という。)

イ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

- 二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。
（略）

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（短期投資法人債に係る特例）

第三百九条の十二 第三百九条の七において準用する会社法第六百八十一条の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する投資法人債（次項及び次条において「短期投資法人債」という。）については、これを発行した投資法人は、投資法人債原簿を作成することを要しない。

一 各投資法人債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 （略）

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

5・6 （略）

7 この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てにより発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭

債権であつて、第二百二十二条第一項各号に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、募集特定社債（第二百二十二条第一項に規定する募集特定社債をいう。）の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

9 この法律において「優先出資証券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十八条第一項及び同条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百五条第二項の規定により発行する出資証券をいい、「特定社債券」とは、特定社債につき特定目的会社が第二百五十五条において準用する同法第六百九十六条の規定により発行する債券をいう。

10 〱 18 （略）

会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 〱 三十四 （略）

（定款の認証）

第三十条 第二十六条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前は、第三十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による場合を除き、これを変更することができない。

第三節 出資

(設立時発行株式に関する事項の決定)

第三十二条 発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項(定款に定めがある事項を除く。)を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

一 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

二 前号の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額

三 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

2 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、前項第一号の設立時発行株式が第百八条第三項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない。

(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)

第三十三条 発起人は、定款に第二十八条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、第三十条第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、成立後の株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、発起人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、第二十八条各号に掲げる事項(第二項の検査役の調査を經ていないものを除く。)を不当と認めるときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 発起人は、前項の決定により第二十八条各号に掲げる事項の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

9 前項に規定する場合には、発起人は、その全員の同意によつて、第七項の決定の確定後一週間以内に限り、当該決定により変更された事項についての定めを廃止する定款の変更をすることができる。

10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 第二十八条第一号及び第二号の財産（以下この章において「現物出資財産等」という。）について定款に記載され、又は記録された価額の総額が五百万円を超えない場合 同条第一号及び第二号に掲げる事項

二 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項

三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）

11 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 発起人

二 第二十八条第二号の財産の譲渡人

三 設立時取締役（第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。）又は設立時監査役（同条第二項第二号に規定する設立時監査役をいう。）

四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの（出資の履行）

第三十四条 発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならぬ。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社の場合に準じて行つて、株式会社の成立後にすることを妨げない。

2 前項の規定による払込みは、発起人が定めた銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第七百三条第一号において同じ。）、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）、その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

(設立時発行株式の株主となる権利の譲渡)

第三十五条 前条第一項の規定による払込み又は給付(以下この章において「出資の履行」という。)をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない。

(設立時発行株式の株主となる権利の喪失)

第三十六条 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた発起人は、同項に規定する期日までに出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を失う。

(発行可能株式総数の定め等)

第三十七条 発起人は、株式会社が発行することができる株式の総数(以下「発行可能株式総数」という。)を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。

2 発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

3 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

(株式会社の成立)

第四十九条 株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(設立時募集株式に関する事項の決定)

第五十八条 発起人は、前条第一項の募集をしようとするときは、その都度、設立時募集株式(同項の募集に応じて設立時発行株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる設立時発行株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

三 設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 (略)

2・3 (略)

(創立総会の招集)

第六十五条 第五十七条第一項の募集をする場合には、発起人は、第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、設立時株主(第五十条第一項又は第一百二条第二項の規定により株式会社の株主となる者をいう。以下同じ。)の総会(以下「創立総会」という。)を招集しなければならない。

2 (略)

(募集事項の決定)

第九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式(当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)
- 二 募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
- 五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2)5 (略)

(募集事項の決定)

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権(当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。)について次に掲げる事項(以下この節において「募集事項」という。)を定めなければならない。

- 一 募集新株予約権の内容及び数
- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額(募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。)又はその算定方法
- 四 募集新株予約権を割り当てる日(以下この節において「割当日」という。)

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、

第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2 5 (略)

(資本金の額及び準備金の額)

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 5 (略)

(社債券の喪失)

第六百九十九条 (略)

2 社債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(社債管理者の設置)

第七百二条 会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社債の金額が一億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合は、この限りでない。

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行わなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日(設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日)

二 発起人が定めた日

2・3 (略)

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（営業の免許）

第四条 預金の受入れに代え第八条に規定する長期信用銀行債を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2・3 （略）

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

3 16 （略）

信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3 9 （略）

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 } 27 (略)

財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)(抄)

(財政融資資金の設置)

第二条 この法律の目的を達成するため、財政融資資金を設置する。

(財政融資資金の運用)

第十条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一 国債

二 国に対する貸付け

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券

四 前号に規定する法人に対する貸付け

五 地方債

六 地方公共団体に対する貸付け

七 特別の法律により設立された法人(第三号に規定する法人を除く。)で国、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券

八 前号に規定する法人に対する貸付け

九 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券(次項において「外国債」という。)

十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

2 (略)

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)(抄)

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）
（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百四十四条（詔書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百七十七条（公正証書原本不実記載等）、第五百八十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四條第二項、第六十五條第二項及び第六十六條第二項の罪の未遂罪

（公務員の国外犯）

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

一 第一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪

二 第五十六条（虚偽公文書作成等）の罪

三 第九十三条（公務員職権濫用）、第九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七条から第九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪並びに第九十五条第二項の罪に係る第九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）

第六条（略）

- 2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3（略）

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）による廃止前の北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）（抄）

（債券の発行）

- 第二十七条 公庫は、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、北海道東北開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換ためには、一時その限度をこえて債券を発行することができる。

2（略）

- 3 第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5～7（略）

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）による廃止前の日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）（抄）

（外貨債券等の発行）

- 第三十七条の二 日本開発銀行は、第十八条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、外国通貨（二以上の国の通貨の価値を合成した計算単位で国際的に用いられるものを含む。）をもつて表示する債券又は外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券（次条第三項を除き、以下「外貨債券等」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、日本開発銀行は、外貨債券等を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、外貨債券等を発行することができる。

3・4 (略)

(政府保証)

第三十七条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律五十一号。以下この項及び第三項において「外資受入法」という。))第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定める金額)の範囲内において、日本開発銀行が前条第一項の規定により発行する外貨債券等に係る債務(外資受入法第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。))について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、日本開発銀行が前条第二項の規定により発行する外貨債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

3 (略)

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)(抄)

(外貨債務の保証)

第二条 (略)

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの(地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。)に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 日本政策投資銀行

二 国際協力銀行

三 独立行政法人国際協力機構

四 削除

五 地方公共団体

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人

ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもの
のうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失った者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができる。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

| 名 称 | 根 拠 法 | 非 課 税 の 登 記 等 | 備 考 |
|---------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| （略） 二十二 日本政策投資銀行 | （略） 日本政策投資銀行法 （平成十一年法律第七十三号） | （略） 別表第一一号から第二十三号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。） | （略） 先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。 |

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二の十三（略）

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うもの及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人とされる適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

八 その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該現物出資法人

と他の現物出資法人」とが共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの

十二の十五、四十八（略）

（貸倒引当金）

第五十二条 内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権（適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）がある場合には当該他の金銭債権を含むものとし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する金銭債権を除く。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権を除く。以下この項及び第八項において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項及び第二項の規定を適用することができる。

5 内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に個別評価金銭債権を移転する場合において、当該個別評価金銭債権について第一項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該個別評価金銭債権につき当該適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引

当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中貸倒引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第十項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一 適格合併 第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

二 適格分割型分割 第一項又は第二項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割等 第五項の規定により当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中貸倒引当金勘定の金額

8 第一項、第二項及び第五項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を含まないものとする。

9 第一項又は第二項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額（第七項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第七項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第三項、第四項及び第六項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2、4（略）

5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

（民間都市開発推進機構の指定）

第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的とする一般財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（抄）

（国等の債権又は債務の金額の端数計算）

第二条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの（以下「債権」という。）又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの（以下「債務」という。）の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2・3（略）

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄）

(公庫等の予算執行職員に対する準用)

第九条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行又は国際協力銀行(以下「公庫等」という。)の総裁又は理事長(以下「公庫等の長」という。)から公庫等の予算執行の職務を行う者として指定された者(以下「公庫等予算執行職員」という。)は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程(以下「公庫等に関する法令」という。)に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為(以下「公庫等の支出等の行為」という。)をしなければならない。

2・5 (略)

(公庫等の現金出納職員の弁償責任)

第十条 公庫等において、公庫等の長又はその委任を受けた者から現金の出納保管をつかさどることを命ぜられた職員(以下「公庫等の現金出納職員」という。)は、公庫等に関する法令の定めるところにより、現金を出納保管しなければならない。

2・3 (略)

(公庫等の物品管理職員の弁償責任)

第十一条 公庫等において、公庫等の長又はその委任を受けた者から公庫等の物品の管理の職務を行う者として指定された者(以下「公庫等の物品管理職員」という。)は、公庫等に関する法令に準拠するほか、善良な管理者の注意をもつて公庫等の物品を管理しなければならない。

2 (略)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)

(資本割の課税標準の算定の方法)

第七十二条の二十一 第七十二条の十二第一号口の各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額による。ただし、清算中の法人については、当該額は、ないものとみなす。

2 事業年度が一年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3 第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合が百分の五十を超える内国法人の資本割の課税標準の算定については、資本金等の額から、当該資本金等の額に第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。

一 当該内国法人の当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、同項ただし書に規定する期間に係る決算）に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二 当該内国法人の当該事業年度終了の時又は当該事業年度の前事業年度終了の時における特定子会社（当該内国法人が発行済株式又は出資（政令で定めるものを除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数の株式又は出資を直接又は間接に保有する他の法人をいう。）の株式又は出資で、それぞれの時において当該内国法人が保有するものの帳簿価額の合計額

4 資本金等の額（前項又は次条第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下この項において同じ。）が千億円を超える法人の資本割の課税標準は、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて資本金等の額（資本金等の額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。）を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

| | |
|-----------------|--------|
| 千億円以下の金額 | 百分の百 |
| 千億円を超え五千億円以下の金額 | 百分の五十 |
| 五千億円を超え一兆円以下の金額 | 百分の二十五 |

5 事業年度が一年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「千億円」とあるのは「千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「五千億円」とあるのは「五千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（この法律の施行地外において事業を行う内国法人等の資本割の課税標準の算定）

第七十二条の二十二 特定内国法人の資本割の課税標準は、当該特定内国法人の資本金等の額から、この法律の施行地外の事業の規模等を勘案し

て政令で定めるところにより計算した金額を控除して得た額とする。

- 2 外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額から、この法律の施行地外の事業の規模等を勘案して政令で定めるところにより計算した金額を控除して得た額とする。

信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（業務）

第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。

一・二（略）

三 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本政策投資銀行の委託を受け、又は国民生活金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

四（略）

2（略）

企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

附則

（被担保債権の特例）

2 当分の間、第一条の規定にかかわらず、会社の総財産は、日本政策投資銀行の会社に対する貸付金で次に掲げるものを担保するためにも、企業担保権の目的とすることができる。

- 一 日本政策投資銀行と国際復興開発銀行との契約に基づく貸付金
- 二 貸付の際現に前号の貸付金を借り受けている会社に対する同号以外の貸付金
- 三 この法律の施行の際現に効力を有する他の法律により、日本政策投資銀行の貸付金のため会社の総財産につき先取特権が生ずることとされている会社に対する貸付金

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5（略）

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）（抄）

（業務の範囲）

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一（略）

二 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとするものに対し、その移転に関し必要な資金の貸付けを行ない、並びにその者から当該貸付けに係る工場跡地を買い取り、及びこれを譲渡すること。

三〇六 (略)

七 第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業を営む者に対し、その事業に必要な設備資金若しくは長期運転資金の貸付け又は出資を行なうこと。

八・九 (略)

二〇七 (略)

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)(抄)

附 則

(地域振興整備公団の解散等)

第三条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

二〇八 (略)